

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪市・堺 市 大阪府下消防長会 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	(1) 救助・救急体制の整備	
<p>[方針・重点等]</p> <p>市町村における救助・救急体制を更に整備・拡充する。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助体制の整備・拡充 市町村消防機関等における救助体制の整備・拡充、関係機関相互の連携の強化等、救助業務の円滑な運用を図る。 2 多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、関係機関相互の連絡体制の整備を図るとともに救護訓練を実施する。 3 自動体外式除細動器の使用と応急手当普及啓発活動の推進 傷病者の救命効果の向上を図るため、自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含めた応急手当の知識・技術の普及を図る。 4 救急救命士の養成・配置等の促進 重度傷病者の救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成・配置するとともに、「気管挿管」「薬剤投与」「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」「血糖測定ならびに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」が実施できる救急救命士を養成し、さらなる救急業務の高度化を図る。 また、医師の指示又は指導・助言のもとに救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。 5 救助・救急資機材等の整備の推進 市町村における救助工作車、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等救助・救急資機材等の整備を推進し、効率的な救助・救急活動の実施を図る。 6 消防ヘリコプターによる救助・救急業務の推進 消防ヘリコプターによる救助・救急業務の積極的推進を図る。 7 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 複雑多様化する救助・救急事案に対応できるよう、救助隊員及び救急隊員の養成と知識・技能の向上を図るため、大阪府の消防学校及び大阪市の高度専門教育訓練センターにおける教育訓練並びに消防機関における職場教育を積極的に推進する。 		

章	1 道路交通の安全	大 阪 府
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	(2) 救急医療体制の整備	
<p>[方針・重点等]</p> <p>1 事故に遭った救急傷病者の受入医療機関として、救急病院等の確保に努める。</p> <p>2 重篤な救急傷病者に対する高度な診療機能を有する救命救急センターの機能充実や相互連携及び既存の医療機関のレベルアップによる三次救急医療体制の充実等に努める。</p> <p>3 大阪府救急医療情報センターにおいて、救急医療に必要な診療応需情報の収集と提供を的確に行う救急医療情報システムの充実に努める。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 救急医療体制の確保・充実</p> <p>(1) 救命救急センター</p> <p>大阪市立総合医療センター 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 大阪赤十字病院 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター 大阪大学医学部附属病院 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院 大阪府三島救命救急センター 学校法人関西医科大学関西医科大学総合医療センター 大阪府立中河内救命救急センター 学校法人近畿大学近畿大学病院 りんくう総合医療センター 関西医科大学附属病院 医療法人警和会大阪警察病院 大阪市立大学医学部附属病院 医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院 堺市立総合医療センター</p> <p>各医療機関の診察需要情報を的確に収集し、消防機関や府民へ提供する救急医療情報システムの充実を図るとともに、初期から三次の各救急医療機関の診察機能を向上するため医療機器の整備等に助成する。</p> <p>2 救急医療情報センターの運営等</p> <p>救急病院を中心とした285の医療機関と27の市町村消防機関とをオンラインで結び、救急搬送の円滑化を図る。</p> <p>24時間常時接続・立ち上げ作業不要のタブレット端末を導入し、入力の手軽化を図るとともに、応需情報を携帯電話にも表示することで消防隊が現場で確認可能になるよう機器を更新したが、引き続き、救急搬送の一層の円滑化に向けた見直しを検討していく。</p>		

3 応急手当の推進

公共施設や企業などの多くはAEDが設置されるようになったが、府民がその設置場所を知ることは容易ではないため、大阪ライフサポート協会の協力のもと、インターネットで最寄りのAED設置場所を検索できる「大阪府AEDマップ」を通じて、地域住民による応急手当の推進を図る。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	
<p>〔方針・重点等〕</p> <p>より円滑かつ適切な救急搬送受入体制を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、改正消防法の主旨を踏まえた搬送受入のルールづくりを進める。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>より円滑かつ適切な搬送受入を実現するため、引き続き二次医療圏単位で、救急医療機関、消防機関、行政等による検討を行い、改正消防法に基づき策定した傷病者の搬送及び受入れの実施基準の適切な運用・検証を進める。</p>		

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	
項目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	
<p>[方針・重点等]</p> <p>車検制度を通じてのチェックを行うことが出来ない軽二輪自動車（総排気量 126～250CC 以下のもの）及び原動機付自転車（総排気量 125CC 以下のもの）を含むすべての自動車の保有者に自動車損害賠償責任保険（共済）への加入を促進する。</p> <p>また、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）に基づき、国による死亡等重要事案に関する支払審査のほか、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払いの着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払いの適正化を図る。</p> <p>さらに、自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや無保険（共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である、政府の自動車損害賠償保障事業についても、引き続きその充実を図る。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 加入促進</p> <p>(1) 自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く周知するとともに、保険会社に対しては、保険期間満了前の通知を徹底するよう指導する。</p> <p>(2) 市町村窓口におけるバイクの届出受理に際しての加入促進を市町村の協力を得て積極的に行う。</p> <p>また、軽自動車協会、自動車整備振興会を通じて、車両の販売・整備の際における加入指導を依頼する。</p> <p>2 無保険（無共済）バイクの監視活動等</p> <p>無保険（無共済）バイクの監視活動を拡充するとともに、運行中の無保険（無共済）バイクに対する街頭指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p> <p>3 自動車事故による被害者救済</p> <p>自動車事故による被害者救済については、その必要性が一層増しているところであり、自賠法による自動車事故対策計画に基づき、被害者救済対策事業として被害者保護の増進に資する事業に対する支援等を引き続き行うとともに、自動車事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準にあることを踏まえ、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。</p>		

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 堺 市
節	7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等	
<p>[方針・重点等]</p> <p>1 交通事故相談の活動の充実</p> <p>(1) 地域における交通事故相談活動を充実させるため、市町村の相談窓口の相談業務の充実を図る。</p> <p>(2) 交通事故相談内容の多様化、複雑化に対処するため、研修や講習等を通じて相談員資質の向上を図る。</p> <p>(3) 市町村等の広報誌やホームページ掲載等の各種の広報を行うことで、交通事故相談の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し、広く相談の機会を提供する。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>堺市の体制 堺区役所（企画総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日時 月曜日から金曜日の10時から12時 12時45分から17時 (祝休日・12月29日から1月3日を除く) ・ 相談員 交通事故専門相談員 配置2名 体制1～2名 		

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局 大阪府警察本部 堺市
節	7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	
項目	(3) 交通事故被害者支援の充実・強化	
<p>[方針・重点等]</p> <p>1 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活資金等の貸付を行う。 ・交通遺児、遺族等に対する援助を行う。 <p>2 交通事故被害者等の心情に配慮した組織的な被害者支援活動の推進</p> <p>死亡事故、ひき逃げ事件等の被害者及びその遺族に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について問い合わせがあった場合に適切に対応するなど、被害者等の心情に配慮した被害者連絡の実施等に努める。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 生活資金の貸付等（近畿運輸局）</p> <p>独立行政法人自動車事故対策機構において、交通遺児等に対する生活資金貸付、重度後遺障害者に対する介護料の支給、重度後遺障害者の治療・看護を専門に行う療護施設の運営等を行うとともに、介護料の支給を受けている在宅の重度後遺障害者を訪問し介護に関する相談対応や各種情報の提供等による精神的な支援の充実を図る。</p> <p>2 交通遺児手当の支給（堺市）</p> <p>堺市交通遺児手当基金条例、堺市交通遺児手当支給要綱に基づき、堺市に住民票があり、交通事故により父母等を亡くした児童を養育し、養育する児童の年齢が18歳未満の者及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの者に、児童一人当たり月額8,000円を支給する。</p>		

章	1 道路交通の安全	大 阪 府
節	7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	
項目	(4) 自転車損害賠償保険等の加入義務化による被害者支援の充実	
<p>[方針・重点等]</p> <p>平成28年4月施行した「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、同年7月から実施された「自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険等」という。）の加入義務化」を受けて、府内の自転車利用者に対し、自転車保険等への加入義務化についての周知・啓発を行い、自転車保険等への加入促進を図る。</p> <p>また、府民が加入しやすい自転車保険等を提供するため、府が損保会社等と事業連携協定を締結し、新たな保険商品を提案したほか、府民からの自転車条例や自転車保険等に対する問い合わせに対応した「自転車条例総合窓口」を設置し、府民からの相談に対応するなど、被害者支援の充実を図る。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報啓発の実施 自転車保険等への加入義務化について府民に周知するため、リーフレットやポスターによる広報の他、ホームページや広報誌等を活用した広報、イベント等を通じた啓発などを行い、自転車保険加入義務化についての周知啓発を図る。 2 事業連携協定の締結による保険商品の開発 損保会社等と事業連携協定を締結することにより、府民が加入しやすい保険商品を開発、提供し、保険の加入促進を図る。 3 相談窓口の設置 都市整備部交通道路室に「自転車条例総合窓口」を設置し、府民からの条例内容や保険加入についての相談に丁寧に対応し、保険加入の促進を図る。 		

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	8 調査研究の充実	

〔方針・重点等〕

- 1 交通安全対策、駐車対策等の効果的な推進に資するため、交通実態の多角的な調査を実施するとともに、その有効活用を図る。
また、交通安全に関する研究開発を推進する大学及び民間研究機関との連携を密にし、研究開発の成果を交通安全施策に反映させるよう努める。
- 2 最近の交通事故発生状況に対応した交通安全施策を実施するため、交通事故統計の充実を図るとともに、データの有機的結合やデータ解析等統計分析の高度化を図る。
また、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進する。
- 3 家庭・地域における交通安全教育、各学校での交通安全指導及び市町村における交通安全対策業務推進体制と活動のあり方等について各分野の専門家との連携・協力のもとに調査研究し、新たな手法による交通安全教育活動を展開し、交通安全思想の普及の徹底を図る。
- 4 交通事故の発生要因が複雑化、多様化していること、高齢者人口・高齢運転者の増加、ITの発展、道路交通事故の推移、道路交通安全対策の今後の方向を考慮して、人道・車それぞれの分野における研究開発を計画的に推進する。そのために、以下の事項について研究開発を行う。
 - ①高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進
 - ②高齢者の交通事故防止に関する研究の推進
 - ③車両の安全に関する研究の推進